

令和6年第4回安城市議会定例会

議案書

(令和6年11月29日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
承認第3号	専決処分について（令和6年度安城市一般会計補正予算（第4号））	別冊
第73号議案	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第74号議案	安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
第75号議案	安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
第76号議案	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
第77号議案	安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
第78号議案	安城市職員の修学部分休業に関する条例の制定について	19
第79号議案	西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	23
第80号議案	西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業施行規程の制定について	25
第81号議案	令和6年度安城市一般会計補正予算（第5号）について	別冊
第82号議案	令和6年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	別冊
第83号議案	令和6年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について	別冊
第84号議案	令和6年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	別冊

第 8 5 号 議 案	令和 6 年度安城市水道事業会計補正予算（第 1 号） について	別冊
第 8 6 号 議 案	令和 6 年度安城市下水道事業会計補正予算（第 1 号） について	別冊
第 8 7 号 議 案	指定管理者の指定について（安城市虹の家）	3 5
報 告 第 1 6 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害 賠償の額の決定及び和解）	3 7

第73号議案

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年11月29日提出

安城市長 三星元人

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定する必要があるため。

第74号議案

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年11月29日提出

安城市長 三星元人

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年安城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条各号中「当該職員が任用された日の属する年度の4月1日における」を削る。

第11条第1項中「、同条第2項中「とする」とあるのは「とする。ただし、期末手当基礎額に乗ずる割合（以下この項において「支給率」という。）の改定が行われる年度における職員の期末手当の支給率は、当該職員が任用された日の属する年度の4月1日における支給率によるものとする」と」を削る。

第11条の2第1項中「各号を」を「第2号を」に、「同条第2項中「支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」を「同条第2項第1号中「職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは「職員」と、「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例第4条各号及び第11条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

－提案理由－

この案を提出したのは、パートタイム会計年度任用職員の報酬等について、一般職の常勤職員の給与に係る改定の取扱いに準じた改定を行う上で、必要があるため。

第75号議案

安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年11月29日提出

安城市長 三星元人

安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和37
年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次
のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月
1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費
に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日
から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の
安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて
支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告を踏まえ、特別職の職員で常勤のものもの期末手当を改定する必要があるため。

第76号議案

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年11月29日提出

安城市長 三星元人

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第2条関係）

市費負担教員給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	204,600	225,900
2	207,000	228,400
3	209,300	230,800
4	211,600	233,300
5	213,900	235,800

6	2 1 6, 2 0 0	2 3 8, 2 0 0
7	2 1 8, 5 0 0	2 4 0, 7 0 0
8	2 2 0, 7 0 0	2 4 3, 1 0 0
9	2 2 3, 0 0 0	2 4 5, 6 0 0
10	2 2 5, 2 0 0	2 4 7, 2 0 0
11	2 2 7, 5 0 0	2 4 8, 9 0 0
12	2 2 9, 7 0 0	2 5 0, 5 0 0
13	2 3 2, 0 0 0	2 5 2, 1 0 0
14	2 3 4, 1 0 0	2 5 3, 7 0 0
15	2 3 6, 3 0 0	2 5 5, 1 0 0
16	2 3 8, 4 0 0	2 5 6, 5 0 0
17	2 4 0, 6 0 0	2 5 8, 0 0 0
18	2 4 2, 4 0 0	2 5 9, 2 0 0
19	2 4 4, 2 0 0	2 6 0, 4 0 0
20	2 4 5, 9 0 0	2 6 1, 7 0 0
21	2 4 7, 6 0 0	2 6 3, 1 0 0
22	2 4 9, 0 0 0	2 6 4, 3 0 0
23	2 5 0, 3 0 0	2 6 5, 7 0 0
24	2 5 1, 6 0 0	2 6 7, 0 0 0
25	2 5 2, 9 0 0	2 6 8, 3 0 0
26	2 5 4, 0 0 0	2 7 0, 3 0 0
27	2 5 5, 1 0 0	2 7 2, 1 0 0
28	2 5 6, 2 0 0	2 7 3, 9 0 0
29	2 5 7, 5 0 0	2 7 5, 7 0 0
30	2 5 8, 8 0 0	2 7 7, 9 0 0
31	2 6 0, 0 0 0	2 8 0, 2 0 0
32	2 6 1, 2 0 0	2 8 2, 4 0 0
33	2 6 2, 4 0 0	2 8 4, 7 0 0
34	2 6 3, 6 0 0	2 8 6, 9 0 0
35	2 6 4, 8 0 0	2 8 9, 2 0 0

36	2 6 6, 1 0 0	2 9 1, 3 0 0
37	2 6 7, 3 0 0	2 9 3, 4 0 0
38	2 6 8, 5 0 0	2 9 5, 3 0 0
39	2 6 9, 7 0 0	2 9 7, 3 0 0
40	2 7 1, 0 0 0	2 9 9, 1 0 0
41	2 7 2, 2 0 0	3 0 1, 0 0 0
42	2 7 3, 3 0 0	3 0 2, 9 0 0
43	2 7 4, 5 0 0	3 0 4, 8 0 0
44	2 7 5, 6 0 0	3 0 6, 5 0 0
45	2 7 6, 6 0 0	3 0 8, 2 0 0
46	2 7 7, 4 0 0	3 1 0, 1 0 0
47	2 7 8, 2 0 0	3 1 1, 8 0 0
48	2 7 9, 1 0 0	3 1 3, 5 0 0
49	2 7 9, 8 0 0	3 1 5, 1 0 0
50	2 8 0, 6 0 0	3 1 6, 8 0 0
51	2 8 1, 3 0 0	3 1 8, 7 0 0
52	2 8 2, 0 0 0	3 2 0, 4 0 0
53	2 8 2, 8 0 0	3 2 1, 7 0 0
54	2 8 3, 7 0 0	3 2 3, 7 0 0
55	2 8 4, 5 0 0	3 2 5, 5 0 0
56	2 8 5, 2 0 0	3 2 7, 3 0 0
57	2 8 5, 9 0 0	3 2 9, 0 0 0
58	2 8 6, 7 0 0	3 3 1, 0 0 0
59	2 8 7, 6 0 0	3 3 2, 7 0 0
60	2 8 8, 3 0 0	3 3 4, 4 0 0
61	2 8 8, 9 0 0	3 3 6, 2 0 0
62	2 8 9, 6 0 0	3 3 8, 0 0 0
63	2 9 0, 3 0 0	3 3 9, 9 0 0
64	2 9 0, 9 0 0	3 4 1, 6 0 0
65	2 9 1, 7 0 0	3 4 3, 3 0 0

66	2 9 2, 4 0 0	3 4 4, 7 0 0
67	2 9 3, 1 0 0	3 4 6, 0 0 0
68	2 9 3, 8 0 0	3 4 7, 3 0 0
69	2 9 4, 5 0 0	3 4 8, 9 0 0
70	2 9 5, 3 0 0	3 5 0, 4 0 0
71	2 9 6, 1 0 0	3 5 1, 9 0 0
72	2 9 6, 8 0 0	3 5 3, 5 0 0
73	2 9 7, 3 0 0	3 5 4, 9 0 0
74	2 9 8, 0 0 0	
75	2 9 8, 7 0 0	
76	2 9 9, 3 0 0	
77	2 9 9, 9 0 0	
78	3 0 0, 7 0 0	
79	3 0 1, 3 0 0	
80	3 0 1, 9 0 0	
81	3 0 2, 5 0 0	
82	3 0 3, 1 0 0	
83	3 0 3, 7 0 0	
84	3 0 4, 3 0 0	
85	3 0 4, 9 0 0	
86	3 0 5, 4 0 0	
87	3 0 5, 9 0 0	
88	3 0 6, 4 0 0	
89	3 0 6, 8 0 0	
90	3 0 7, 4 0 0	
91	3 0 7, 9 0 0	
92	3 0 8, 4 0 0	
93	3 0 8, 7 0 0	
94	3 0 9, 3 0 0	
95	3 0 9, 8 0 0	

96	3 1 0, 2 0 0	
97	3 1 0, 6 0 0	
98	3 1 1, 1 0 0	
99	3 1 1, 6 0 0	
100	3 1 2, 0 0 0	
101	3 1 2, 4 0 0	
102	3 1 2, 8 0 0	
103	3 1 3, 3 0 0	
104	3 1 3, 6 0 0	
105	3 1 3, 8 0 0	
106	3 1 4, 1 0 0	
107	3 1 4, 4 0 0	
108	3 1 4, 6 0 0	
109	3 1 4, 8 0 0	
110	3 1 5, 0 0 0	
111	3 1 5, 3 0 0	
112	3 1 5, 6 0 0	
113	3 1 5, 8 0 0	
114	3 1 6, 0 0 0	
115	3 1 6, 2 0 0	
116	3 1 6, 5 0 0	
117	3 1 6, 8 0 0	
118	3 1 7, 0 0 0	
119	3 1 7, 3 0 0	
120	3 1 7, 7 0 0	
121	3 1 7, 9 0 0	
122	3 1 8, 1 0 0	
123	3 1 8, 3 0 0	
124	3 1 8, 6 0 0	
125	3 1 8, 9 0 0	

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000

	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
	94		299,400	347,400						
	95		299,700	347,800						
	96		300,100	348,200						
	97		300,300	348,400						
	98		300,600	348,800						
	99		301,000	349,200						
	100		301,400	349,500						
	101		301,600	349,800						
	102		301,900	350,200						
	103		302,200	350,600						
	104		302,500	351,000						
	105		302,700	351,500						
	106		303,000	351,900						
	107		303,300	352,300						
	108		303,600	352,700						
	109		303,800	353,200						
	110		304,200	353,600						
	111		304,600	353,900						
	112		304,900	354,200						
	113		305,100	354,700						
	114		305,300	355,100						
	115		305,600	355,400						
	116		306,000	355,700						
	117		306,200	356,200						
	118		306,400	356,600						
	119		306,700	356,900						
	120		307,000	357,200						
	121		307,400	357,700						
	122		307,600	358,100						
	123		307,900	358,400						
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000

第2条 安城市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の安城市職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「改正後の給与条例」という。）附則別表及び別表第1（安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年安城市条例第46号。以下この項及び次条において「フルタイム職員給与条例」という。）第5条第1項において引用する場合を含む。）の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第21条第2項（フルタイム職員給与条例第18条第1項及び安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年安城市条例第45号。以下この項及び次条において「パートタイム職員報酬等条例」という。）第11条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）並びに第3項並びに第22条第2項第1号（フルタイム職員給与条例第18条の2第1項及びパートタイム職員報酬等条例第11条の2第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定（フルタイム職員給与条例第5条第1項において引用し、並びにフルタイム職員給与条例第18条第1項及びパートタイム職員報酬等条例第11条第1項並びにフルタイム職員給与条例第18条の2第1項及びパートタイム職員報酬等条例第11条の2第1項の規定によりその例によることとされる場合（以下この条において「他条例において引用等する場合」という。）を含む。以下この条において同じ。）を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の安城市職員の給与に関する条例（以下この条において「改正前の給与条例」という。）の規定（他条例において引用等する場合を含む。以下この条において同じ。）に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の給与条例の規定に基づいて支給されるべき給与と改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与との差額の支給日は、市長が別に定める。

(安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年安城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表第21条第2項の項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第4条 安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表第21条第2項の項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告を踏まえ市費負担教員以外の職員の給与を、愛知県人事委員会勧告を踏まえ市費負担教員の給与を改定する上で、必要があるため。

第 7 7 号議案

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

安城市長 三 星 元 人

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年安城市条例第
4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「当該職員が任用された日の属する年度の 4 月 1 日における」を
削る。

第 1 8 条第 1 項中「、同条第 2 項中「とする」とあるのは「とする。ただし、期
末手当基礎額に乗ずる割合（以下この項において「支給率」という。）の改定が行
われる年度における職員の期末手当の支給率は、当該職員が任用された日の属する
年度の 4 月 1 日における支給率によるものとする」と」を削る。

第 1 8 条の 2 第 1 項中「各号を」を「第 2 号を」に、「同条第 2 項中「支給する
勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に
定める額」とあるのは「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手
当基礎額に 1 0 0 分の 1 0 2 . 5 を乗じて得た額の総額」を「同条第 2 項第 1 号中
「職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは「職員」と、「
勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員に
あっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべ
き扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とある
のは「勤勉手当基礎額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例第5条第1項及び第18条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

－提案理由－

この案を提出したのは、フルタイム会計年度任用職員の給与について、一般職の常勤職員の給与に係る改定の取扱いに準じた改定を行う上で、必要があるため。

第78号議案

安城市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年11月29日提出

安城市長 三星元人

安城市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 修学部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらに類するものとして任命権者が定める教育施設とする。

3 法第26条の2第1項の条例で定める修学に必要なと認められる期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が適当と認める期間とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料（給料の調整額を含む。）の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年安城市条例第10号）第2条の規定により定められた勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た

額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において修学部分休業をするため、第2条第1項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、当該承認を申請することができる。

2 任命権者は、前項の規定による承認の申請があった場合には、施行日前においても、当該承認をすることができる。

(安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の市長が定める教育施設における修学のため、市長が定める期間、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第23条第1項中「及び第16条第2項」を「並びに第16条第2項及び第3項」に改める。

－提案理由－

この案を提出したのは、修学部分休業の制度を設ける上で必要があるため。

第79号議案

西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分
に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年11月29日提出

安城市長 三星元人

西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分
に伴う関係条例の整理に関する条例

(安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和48年条例第10号)
)の一部を次のように改正する。

別表第1 桜井駅駐車場の項中「安城市桜井町新田19番地18」を「安城市桜
井町桜西1丁目18番地8」に改める。

(安城市立保育所の設置及び管理に関する条例及び安城市福祉センターの設置及
び管理に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「安城市桜井町新田20番地」を「安城市桜井町
桜西1丁目2番地6」に改める。

(1) 安城市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和62年安城市条例第17
号) 別表第1 さくら保育園の項

(2) 安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年安城市条例第1
4号) 第2条第2項の表安城市桜井福祉センターの項

附 則

この条例は、西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処
分の公告があった日の翌日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分に伴い、必要があるため。

第80号議案

西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業施行規程の制定 について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年11月29日提出

安城市長 三星元人

西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 費用の負担（第7条）
- 第3章 土地区画整理審議会（第8条－第16条）
- 第4章 地積の決定の方法（第17条－第19条）
- 第5章 評価（第20条－第22条）
- 第6章 清算（第23条－第28条）
- 第7章 雑則（第29条－第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により安城市（以下「施行者」という。）が施行する安城南明治第三地区の土地区画整理事業の施行に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「土地区画整理事業」、「施行地区」、「宅地」又は「借地権」とは、法第2条第1項、第2項、第4項、第6項又は第7項に規定する土地区画整理事業、施行地区、宅地又は借地権をいう。

(事業の名称)

第3条 第1条の土地区画整理事業の名称は、西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業（以下「事業」という。）とする。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第4条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、安城市御幸本町の一部とする。

(事業の範囲)

第5条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。

(事務所の所在地)

第6条 事業の事務所は、安城市桜町18番23号安城市役所内に置く。

第2章 費用の負担

(費用の負担)

第7条 事業に要する費用は、次に掲げるものを除き、施行者が負担する。

- (1) 法第120条の規定による公共施設管理者負担金
- (2) 国庫補助金、県負担金その他負担金
- (3) その他の収入

第3章 土地区画整理審議会

(審議会の設置)

第8条 法第56条第1項の規定により、西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第9条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

- 2 委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により選挙すべき委員の数は、8人とする。
- 3 委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が選任する委員の数は、2人とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、5年とする。

(立候補制)

第11条 選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。

- 2 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により確定した選挙人名簿に記載された者（以下「選挙人」と

いう。)は、同条第1項の公告のあった日から10日以内に立候補届を市長に提出して候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を市長に提出して当該選挙人を候補者とすることができる。

(予備委員)

第12条 審議会に施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。)のうちから選挙される委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者(以下「借地権者」という。)のうちから選挙される委員について予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者から選挙すべき委員の数又は借地権者から選挙すべき委員の数の半数以内とする。

3 予備委員は、委員の選挙において当選人を除いて次条に定める数以上の得票を得た者のうち、得票数の多いものから順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで順位を定める。

4 前項の規定により予備委員を定めた場合においては、予備委員となった者にその旨を通知するとともに、令第35条第5項の公告と併せて予備委員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに委員に補充すべき順位を公告するものとする。

5 第3項の規定により、予備委員として定められた者は、前項の公告があった日から予備委員としての地位を取得するものとする。

6 委員について令第35条第2項の規定により当選人を定めた場合において、その当選人となった者及び既に予備委員である者を除き、次条に定める数以上の得票があったものがあるときは、第3項及び第4項の規定により予備委員を新たに定めることができる。

(当選人又は予備委員となる上で必要な得票数)

第13条 選挙による委員又は予備委員となる上で必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上とする。

(委員の補充)

第14条 選挙された委員に欠員を生じた場合においては、委員に補充すべき順位に従い順次予備委員をもって補充するものとする。

2 前項の規定により委員を定めた場合においては、補充により委員となった者にその旨を通知するとともに、当該委員の氏名及び住所(法人にあっては、その名

称及び主たる事務所の所在地)を公告するものとする。

- 3 第1項の規定により委員となった者は、前項の公告があった日から委員としての地位を取得するものとする。

(委員の補欠選挙)

第15条 宅地所有者のうちから選挙された委員又は借地権者のうちから選挙された委員の欠員がそれぞれの定数の3分の1を超えるに至った場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

(学識経験を有する委員の補充)

第16条 学識経験を有する者の中から選任した委員に欠員を生じた場合においては、市長は速やかに補欠の委員を選任する。

第4章 地積の決定の方法

(従前の宅地の地積)

第17条 換地計画において換地を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)現在における不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第9号に規定する登記簿(以下「登記簿」という。)に登記された地積とし、施行日現在において登記されていない宅地については、施行者が査定した地積とする。

(基準地積の更正等)

第18条 宅地所有者又は宅地について所有権以外の権利(処分の制限を含む。次条において同じ。)を有する者は、基準地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から60日以内に実測図(境界については、隣接する土地の所有者の承諾を得たもの)を添えて施行者に基準地積の更正を申請することができる。

- 2 前項の場合において、同一名義人又は同一家族名義の所有者が連続するときは、その全部の宅地について申請しなければならない。
- 3 前2項の規定による申請があったときは、施行者は、当該申請に係る宅地の地積を確認し、その基準地積が事実と相違すると認めるときは、その基準地積を更正しなければならない。
- 4 施行者は、基準地積が明らかに事実と相違すると認める宅地及び特に地積について実測する必要があると認める宅地について、宅地所有者及びその宅地に隣接する土地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測しその基準地積を更正することができる。
- 5 施行者は、施行地区について実測した地積と施行地区内の土地各筆の地積を合

計した地積との間に差異がある場合は、その差異に係る地積を施行地区内の土地各筆の基準地積に^{あん}按分して土地各筆の基準地積を更正しなければならない。ただし、次に該当する土地には^{あん}按分しない。

- (1) 第3項及び前項の規定により基準地積が定まった宅地
- (2) 施行日前に地積更正又は分筆の登記が行われた土地で登記簿に登記された地積が実測によるものと認められるもの
- (3) 施行日前に法に基づく土地区画整理事業が施行されて換地処分の登記が行われた土地で登記簿に登記された地積が実測によるものと認められるもの

6 施行日以後に分筆した宅地の分筆後の各筆の基準地積の合計は、分筆前の当該宅地の基準地積に符合するように定める。この場合において、実測分筆された筆については、登記された地積を基準地積とし、残りの筆の基準地積は、分筆前の基準地積から実測分筆された筆の基準地積を差し引いた地積とする。ただし、分筆後の宅地各筆の所有者全員が連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分筆前の宅地の基準地積をその申出による割合で^{あん}按分した地積とすることができる。

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第19条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、その登記してある地積（以下「登記地積」という。）又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積とする。以下「申告地積」という。）とする。ただし、その登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、施行者がその宅地の基準地積の範囲内で定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

第5章 評価

(評価員の定数)

第20条 法第65条第1項に規定する評価員（以下「評価員」という。）の定数は、3人とする。

(土地の評価)

第21条 従前の宅地及び換地の価額は、施行者がその位置、地積、区画、土質、水利、利用状況、環境、固定資産税の課税標準等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第22条 所有権以外の権利（地役権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下同じ。）の存する従前の宅地及び換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の価額にそれぞれの権利価額割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価額割合は、施行者が前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、位置、区画、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

第6章 清算

(清算金の算定)

第23条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地の価額（従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額とする。以下同じ。）に乗じて得た額と、当該換地の価額（換地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額とする。）との差額とする。

(換地を定めない宅地等の清算金)

第24条 法第90条、第91条第4項、第92条第3項及び第95条第6項の規定により換地を定めなくて金銭で清算し、又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における清算金の額は、従前の宅地の価額に前条の比を乗じて得た額とする。

(清算金の徴収又は交付の通知)

第25条 施行者は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の10日前までにこれを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が10万円以上である場合は、それぞれ次の表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

分割徴収し、又は分割交付すべき 清算金の総額	分割徴収し、又は分割交付 する期限	分割の回数
---------------------------	----------------------	-------

10万円以上20万円未満	6か月以内	2
20万円以上30万円未満	1年以内	3
30万円以上40万円未満	1年6か月以内	4
40万円以上50万円未満	2年以内	5
50万円以上60万円未満	2年6か月以内	6
60万円以上70万円未満	3年以内	7
70万円以上80万円未満	3年6か月以内	8
80万円以上90万円未満	4年以内	9
90万円以上100万円未満	4年6か月以内	10
100万円以上	5年以内	11

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。
- 3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の徴収金額又は交付金額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の徴収金額又は交付金額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にその回の利子を加えた金額とする。
- 4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、施行者は、毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知する。
- 5 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。
- 6 第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、施行者が必要と認めるときは、交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。
- 7 施行者は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。
- 8 清算金を分割納付する者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちに施行者に届け出なければならない。

らない。

(延滞金)

第27条 法第110条第3項の規定により督促を受けた者が督促状に指定した期限までに第25条又は前条に規定する徴収すべき清算金を納付しないときは、当該督促に係る清算金の額（1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、全額が2,000円未満であるときは全額を切り捨てる。）に当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときはその端数金額を、全額が1,000円未満であるときは全額を切り捨てる。）の延滞金を徴収する。この場合において、当該督促に係る清算金の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付のあった額を控除した額とする。

2 施行者は、督促を受けた者が督促状に指定した期限までに当該督促に係る清算金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、延滞金を減免することができる。

(仮清算への準用)

第28条 第23条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付するものと施行者が定めた場合に準用する。この場合において、第26条第2項中「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日」とあるのは、「仮清算金の額の決定の日」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第29条 法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧開始の公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

2 令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

(権利の異動の届出)

第30条 施行日後において、宅地、建築物等について権利の異動を生じたときは、当事者双方が連署して遅滞なく施行者に届け出なければならない。ただし、連署

を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面を添付して連署に代えることができる。

(換地処分の時期の特例)

第31条 施行者は、必要があるときは、換地計画に係る区域の全部について法第77条の規定による建築物等の移転又は除却が完了した場合においては、その他の工事が完了する以前においても法第103条第2項ただし書の規定により換地処分を行うことができる。

(代理人の指定)

第32条 施行地区内の宅地について権利を有する者で本市に居住しないものは、事業の施行に関する施行者からの通知又は書類の送達を受けるために、本市に居住する者のうちから代理人を指定することができる。

2 前項の代理人を指定した者又は変更した者は、施行者にその旨を届け出なければならない。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、事業の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業の事業計画決定の公告があった日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業の施行に伴い、必要があるため。

第 8 7 号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

安城市長 三 星 元 人

記

1 公の施設

安城市虹の家の設置及び管理に関する条例（平成 5 年安城市条例第 3 2 号）に規定する安城市虹の家

2 指定をする団体

株式会社 H P S

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

—提案理由—

この案を提出したのは、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、必要があるため。

報告第16号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

安城市長 三星元人

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額 | 金481,680円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和6年4月1日 午後4時頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市弁天町地内 |
| (3) 経過 | 上記地内の市道において、相手方車両が市道を横断する側溝を通過したところ、側溝の破損により不安定に設置されていたグレーチング蓋が跳ね上がり、当該車両に接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 車体底部の損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市100パーセント 相手方0パーセント |

令和6年10月25日専決

安城市長 三星 元 人